

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

香美市地球温暖化対策実行計画書（第3次）

平成30年度～34年度

平成30年3月

高知県香美市

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 第3次計画の策定にあたって | |
| 1. 第3次計画策定の背景 | 1 |
| 第2章 実施計画の基本的事項 | |
| 1. 計画策定の目的 | 2 |
| 2. 基準年度・計画期間・目標年度 | 2 |
| 3. 計画の対象範囲 | 2 |
| （1）削減対象施設 | 3 |
| （2）削減対象外施設 | 3 |
| 4. 対象となる温室効果ガス | 3 |
| 第3章 第3次実行計画の目標 | |
| 1. 第2次計画の目標達成度 | 4 |
| （1）第2次計画の削減目標と成果 | 4 |
| （2）第2次計画の実績(個別数値目標) | 4 |
| 2. 基準年度の二酸化炭素排出量 | 5 |
| 3. 要因別の排出状況 | 5 |
| 4. 削減目標 | 6 |
| （1）目標の設定 | 6 |
| （2）排出源ごとの削減目標 | 6 |
| 第4章 具体的な取り組み | |
| 1. 取り組みの基本方針 | 7 |
| 2. 取り組みの項目 | 7 |
| （1）エネルギー使用量の削減 | 7 |
| （2）再生可能エネルギーの積極導入 | 8 |
| （3）施設の新築・建替えに関わる取り組み | 8 |
| （4）グリーン購入の推進 | 8 |
| 第5章 実行計画の推進 | |
| 1. 地球温暖化対策実行計画推進体制 | 9 |
| 2. 実行計画の進捗状況の調査・集計・点検体制 | 11 |
| 3. 職員に対する研修 | 11 |
| 4. 計画の進捗状況の公表 | 11 |

第1章 第3次計画の策定にあたって

1. 第3次計画策定の背景

香美市（以下「本市」という。）は、地球温暖化対策に関わる行政の率直的行動計画として平成18年度「香美市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、市の行政事務事業より排出されるCO₂の削減に努めてきました。市が自らの事務・事業に関し、環境に配慮した取り組みを率先して実行することにより、市民・事業者と協同で省エネルギー化や低炭素社会の実現に向けた行動を促進することが期待されます。

第2次計画の成果は、本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量が、基準年度である平成24年度の排出量1,826tから、平成28年度には2,722tとなり、計画の目標値である1,735tを大幅に上回る数値となりました。

本市は、新庁舎建設や小中学校・保育園の統廃合など、エネルギーを消費する計画対象施設が大きく変化しました。このような状況で、継続的に温暖化防止対策に取り組むため、第3次実行計画（事務事業編）を策定し、温暖化防止対策の方針と目標を示し、省エネルギー化の取り組みを進めます。

第2章 実行計画の基本的事項

1. 計画策定の目的

(1) 本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)第20条の3第1項に基づき策定します。

(2) 本市は、高齢化や過疎化の進行による行政へのニーズの高まりや権限移譲による事務事業が増加傾向にあるなかで、行政事務・事業による温室効果ガス排出実態を明らかにした上で、エネルギー有効活用を図ることも目的としています。

なお、先述した内容と併せ、実行計画策定には以下に示す目的を含みます。

- ◆ 地方公共団体の義務の履行(法律の遵守)
- ◆ 地域住民や事業者に対する行政の率先行動
- ◆ 環境保全に対する意識の向上
- ◆ 節電と燃料消費削減による経費削減

この取り組みにより、環境共生型の新しいライフスタイルの創造を図るとともに、次世代に持続的発展可能な社会を引き継ぎ、地球環境の保全に貢献することを目指しています。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成28年度とし、計画期間を平成30年度～34年度までの5年間とします。目標年度については、平成34年度とします。

3. 計画の対象範囲

調査対象施設は、行政事務・事業に係わる施設の中で本市が直接管理する本庁・支所及び公共施設となりますが、その中でも削減目標を設定・管理する施設を「削減対象施設」、削減目標を設定せず、排出状況の把握に調査を留める施設を「削減対象外施設」として分類しています。なお「削減対象外施設」は、職員の取り組みが温室効果ガスの増減に反映されにくい上下水道関連施設を設定しています。

なお、本計画策定以降に国の地球温暖化実行計画(事務事業編)策定マニュアルが改訂・公表された場合は、その都度見直しを行います。

(1) 削減対象施設

● 庁舎 (6)

- ・ 本庁
- ・ 香北支所
- ・ 北庁舎
- ・ 物部支所
- ・ 西庁舎
- ・ 繁藤出張所

● 公共施設 (16)

- ・ ふれあい交流センター
- ・ 基幹集落センター
- ・ 土佐山田・香北・物部の各給食センター
- ・ 図書館(土佐山田)
- ・ 消防署、分署(消防本部)
- ・ 保健福祉センター香北
- ・ 一般廃棄物処理場
- ・ 図書館(香北分館)
- ・ 土佐山田スタジアム
- ・ プラザ八王子
- ・ 吉井勇記念館
- ・ 中央公民館

● 学校・保育園 (17) <子育て支援センターを含む>

- ・ 鏡野中学校
- ・ 山田小学校
- ・ 舟入小学校
- ・ 大栃小学校
- ・ 新改保育園
- ・ 双葉保育園
- ・ 香北中学校
- ・ 香長小学校
- ・ 楠目小学校
- ・ なかよし保育園
- ・ 片地保育園
- ・ 大栃保育園
- ・ 大栃中学校
- ・ 片地小学校
- ・ 大宮小学校
- ・ あけぼの保育園
- ・ 美良布保育園

(2) 削減対象外施設

- ・ 美良布クリーンセンター
- ・ 物部町水道施設
- ・ 土佐山田町水道施設
- ・ 香北町水道施設

4. 対象となる温室効果ガス

実行計画の対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)とします。

第3章 第3次実行計画の目標

1. 第2次計画の目標達成度

(1) 第2次計画の削減目標と成果

◆ 温室効果ガスの削減目標

香美市温室効果ガス削減目標

平成28年度温室効果ガス総排出量

基準年排出量（1,826トン）に対して5.0%削減

(2) 第2次計画の実績（個別数値目標）

各施設の実情に応じた数値目標を排出源毎に推計し、削減対象施設全体の温室効果ガス削減を進めるため、平成28年度末までに達成したい個別の数値目標も設定していました。

その結果を以下に示しましたが、新庁舎建設に伴い電気の排出量が大幅に増加している以外は、大幅な削減を達成することができました。

主な削減要因と考えられることは、保育園の統廃合、公用車の一括管理などに伴うものと推測されます。

表1 平成28年度排出源別の削減目標に係る実績一覧

| 排出源 | 削減目標 (削減数値 目標) | 基準年 活動量 (23年度) | 28年度実績 | | 評価 |
|-------------|-----------------------|----------------------|-----------|--------|----|
| | | | | 削減率 | |
| ガソリン (ℓ) | 5.0% (3,084ℓ) | 61,688 | 41,896 | -32.1% | ◎ |
| 灯油 (ℓ) | 5.0% (1,753ℓ) | 35,063 | 25,368 | -27.7% | ◎ |
| 軽油 (ℓ) | 5.0% (521ℓ) | 10,420 | 6,652 | -36.2% | ◎ |
| A重油 (ℓ) | 5.0% (4,655ℓ) | 93,100 | | -100% | ◎ |
| LPG (㎡) | 5.0% (645㎡) | 12,903 | 6,586 | -49.0% | ◎ |
| 電気 (kWh) | 5.0% (112,236 kWh) | 2,244,736 | 3,745,615 | 66.8% | × |

◎ : 平成28年度における目標を達成した。

× : 目標を達成しなかった。

2. 基準年度の二酸化炭素排出量

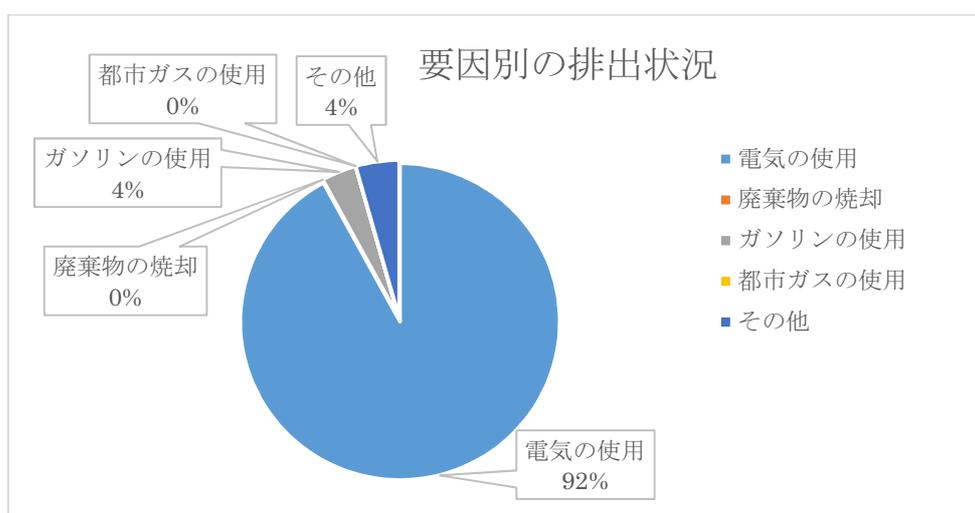
基準年度の活動量をもとに推計した本計画の調査対象施設から排出される二酸化炭素総排出量は、kg-CO₂です。

| 排出源 | | ①使用量 | ②排出係数 | 排出量 (kg-CO ₂) | 割合 (%) |
|---------------|----------------------|-------------|-------|---------------------------|--------|
| 燃料 使用 量 | ガソリン(ℓ) | 41,896.4 | 2.32 | 97,199 | 4 |
| | 灯油(ℓ) | 25,368.0 | 2.49 | 63,166 | 2 |
| | 軽油(ℓ) | 6,652.0 | 2.58 | 17,162 | 1 |
| | A重油(ℓ) | 0.0 | 2.71 | 0 | 0 |
| | LPG(m ³) | 6,586.6 | 5.97 | 39,322 | 1 |
| 電気使用料(kWh) | | 3,745,615.0 | 0.669 | 2,505,816 | 92 |
| 計 | | | | 2,722,665 | 100 |

3. 要因別の排出状況

基準年度である平成28年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他から供給される電気の使用に伴って排出されたものが90%を占め、次いでガソリン4%となっております。

| | 二酸化炭素排出量(kg-CO ₂) | 割合 |
|-------------------------|-------------------------------|------|
| 電気の使用 | 2,505,816 | 92% |
| 廃棄物の焼却 | 0 | 0% |
| ガソリンの使用 | 97,199 | 4% |
| 都市ガスの使用 | 0 | 0% |
| その他 | 119,650 | 4% |
| 合計 | 2,722,665 | 100% |
| 電気の使用、廃棄物の焼却、ガソリンの使用の合計 | | 94% |



4. 削減目標

(1) 目標の設定

各施設の実情に応じた数値目標を排出源毎に推計し、積み上げることにより求めた削減対象施設全体の温室効果ガス削減量を、実行計画における温室効果ガス削減目標として設定します。

| |
|--|
| <p style="text-align: center;">● 香美市温室効果ガス削減目標 平成34年度 温室効果ガス総排出量を 基準年排出量（2,722トン）に対して 5%削減 目標数値 2,586トン</p> |
|--|

(2) 排出源ごとの削減目標

平成28年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成34年度の二酸化炭素排出量を5%削減することを目指します。

| 項目 | 基準年度排出量(kg-CO ₂) 平成28年度 | 削減率 (%) | 目標年度排出量(kg-CO ₂) 平成34年度 |
|----------------------|--|------------|--|
| ガソリン(ℓ) | 97,199 | 5 | 92,339 |
| 灯油(ℓ) | 63,166 | 5 | 60,007 |
| 軽油(ℓ) | 17,162 | 5 | 16,304 |
| A重油(ℓ) | 0 | 5 | 0 |
| LPG(m ³) | 39,322 | 5 | 37,356 |
| 電気使用料(kWh) | 2,505,816 | 5 | 2,380,525 |
| 計 | 2,722,665 | 5 | 2,586,531 |

第4章 具体的な取り組み

1. 取り組みの基本方針

本市は、新庁舎が建設により、空調・照明等の省エネルギー化、環境に配慮した庁舎となっています。その中で、市の事務事業におけるエネルギー・資源の使用抑制など、環境負荷の低減に向けて、次のような取り組み項目を設定します。

2. 取り組みの項目

(1) エネルギー使用量の削減

◆ 空調・照明の省エネルギー化への取り組み

- ① 始業前・昼休み・終業後は、業務に支障のない範囲で消灯
- ② 断続的に使用する会議室や給湯室は、使用後の消灯
- ③ 断続的に使用する会議室の冷暖房機器は、使用後の運転停止
- ④ クールビズ・ウォームビズによる温度調節
- ⑤ エレベーター利用の最小化
- ⑥ IHクッキングヒーターの活用
- ⑦ 庁舎室内外照明のLED化
- ⑧ ノー残業デーの実施

◆ 用紙使用合理化への取り組み

- ① 両面コピー・両面印刷の実施や使用済み用紙の裏面使用を徹底
- ② コピー・印刷部数を把握し、必要最小限のコピー・印刷
- ③ 庁内の連絡には電子メールの活用やFAX表書きの簡素化等を図り、事務連絡などは回覧・掲示板を活用して文書の配布を削減

◆ ごみの減量化とリサイクルの推進

- ① 用紙類の回収ボックスを設け、裏面使用や古紙回収等を徹底

◆ OA機器の省エネルギー化への取り組み強化

- ① パソコン・コピー機は省電力（節電）モードを活用
- ② PCの低電力モードの活用やモニター画面の輝度の低下
- ③ 窓口業務を除き、昼休みはOA機器の電源切り
- ④ 退室時にはOA機器プラグを抜く
(スイッチ付き電源タップ等の活用により電源管理の合理化を図る)

◆ 公用車の省エネルギー化への取り組み強化

- ① アイドリングストップ、急発進・急加速の禁止
- ② 近距離の移動については、徒歩又は自転車の使用の徹底

- ③ 経済運転の指標として燃費を計算・記録
- ④ 道路工事の情報等について、職場内での情報交換の徹底
- ⑤ 車両整備(エンジンオイル、ATF等の点検)の徹底
- ⑥ 外出用務の効率化
- ⑦ 公共交通機関の積極的な利用
- ⑧ ハイブリット車、電気自動車への買い替えの促進

(2) 再生可能エネルギーの積極導入

- ◆ 市有施設での小水力発電の導入検討

(3) 施設の新築・建替えに関わる取り組み

- ◆ 建物の基本性能(断熱、通風、採光等)向上の検討
- ◆ 緑化・植栽の実施・拡大(屋上緑化・壁面緑化を含む)推進
- ◆ 雨水利用システムの導入検討

(4) グリーン購入の推進

グリーン購入(環境物品の購入)は、文具類をはじめ低公害車や公共工事も含まれるなど内容が多岐に渡るため、本市が取り扱うグリーン購入の枠組みを順次拡大する他、物品購入量の縮減に努めます。

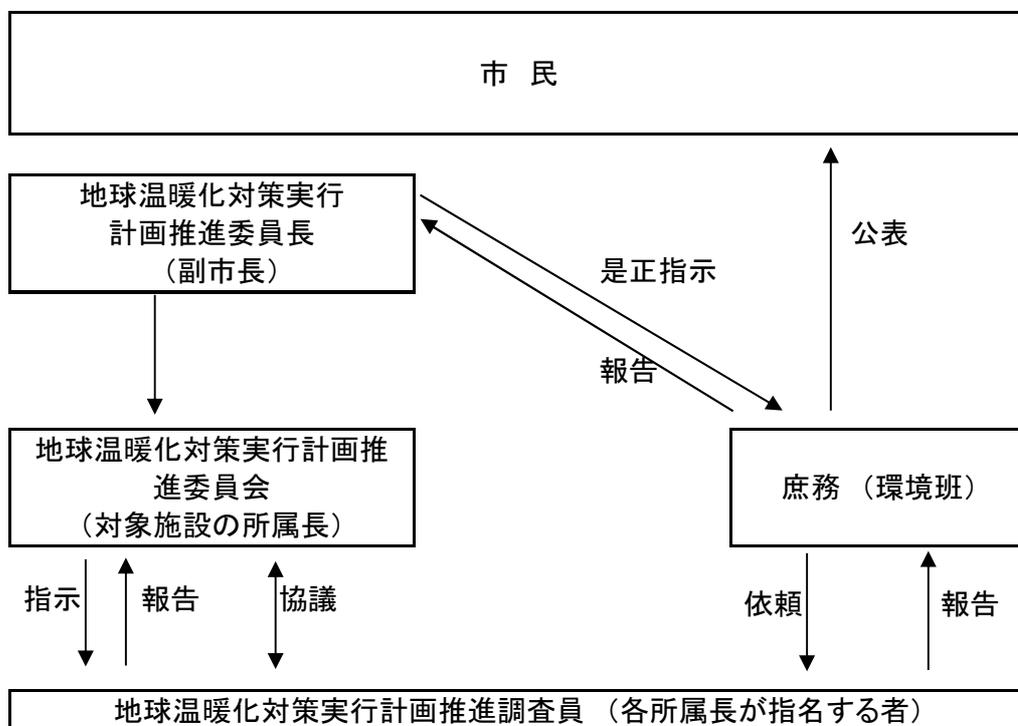
- ① 実施可能な取り組みや本市で取り扱うグリーン購入の枠組み拡大
- ② 物品の使用合理化や運用改善による、購入量の縮減

第5章 実行計画の推進

1. 地球温暖化対策実行計画推進体制

地球温暖化対策は、全職員が一丸となって主体的に取り組むことを原則とします。環境に対する取り組みは、環境担当者のみならず、関係行政分野を幅広く含めた総合的な取り組みを必要とすることから、内部においても、各種対策の総合的な検討が必要になります。本市では、別表の区分で構成する下記の推進体制を構築することで、今後の地球温暖化対策の効率的な推進を目指します。

- ◆ **地球温暖化対策実行計画推進委員長（副市長）**
地球温暖化対策の総指揮を執ります。
- ◆ **地球温暖化対策実行計画推進委員（各所属長）**
地球温暖化対策及び実行計画推進に関わる施策決定を行うと共に、対応策等について各職場へ適宜指示します。
- ◆ **地球温暖化対策実行計画調査員（各所属長が指名する者）**
「推進委員会」の指示に基づく基礎調査（活動量・排出量・増減要因等）、各職場への連絡などの実務に当たります。「推進委員会」と職場間の意思疎通を図ると共に、職場間の意識格差の是正に努めます。
- ◆ **事務局 環境上下水道課環境班が担当します。**



別表

| 施設名 | 所管課名（委員） | 調査員 |
|------------|------------|------------|
| 本庁 | 管財課 | 管財課 |
| 北庁舎 | 環境上下水道課 | 環境上下水道課 |
| 西庁舎 | 管財課 | 管財課 |
| 香北支所庁舎 | 香北支所 | 香北支所 |
| 物部支所庁舎 | 物部支所 | 物部支所 |
| 繁藤出張所 | 総務課 | 繁藤出張所 |
| ふれあい交流センター | ふれあい交流センター | ふれあい交流センター |
| 保健福祉センター香北 | 健康介護支援課 | 健康介護支援課 |
| プラザ八王子 | 福祉事務所 | 福祉事務所 |
| 基幹集落センター | 香北支所 | 香北支所 |
| 一般廃棄物処理場 | 環境上下水道課 | 環境上下水道課 |
| 吉井勇記念館 | 生涯学習振興課 | 生涯学習振興課 |
| 土佐山田給食センター | 土佐山田給食センター | 土佐山田給食センター |
| 香北給食センター | 香北給食センター | 土佐山田給食センター |
| 物部給食センター | 物部給食センター | 土佐山田給食センター |
| 図書館(土佐山田) | 図書館(土佐山田) | 図書館 |
| 図書館(香北分館) | 図書館(香北分館) | 図書館 |
| 中央公民館 | 中央公民館 | 中央公民館 |
| 土佐山田スタジアム | 生涯学習振興課 | 生涯学習振興課 |
| 消防本部 | 消防本部 | 消防本部 |
| 消防署(香北分署) | 消防本部 | 消防本部 |
| 各小中学校 | 教育振興課 | 学校教育班 |
| 各保育園 | 教育振興課 | 幼保支援班 |
| 各子育て支援センター | 教育振興課 | 幼保支援班 |

2. 実行計画の進捗状況の調査・集計・点検体制

実行計画期間中は、本計画の調査対象施設に対して年度毎に温室効果ガス排出状況、及び取り組み実施状況の点検・調査を行います。また、排出状況の実態把握と共に、本計画における温室効果ガス削減目標について、その達成状況を確認し、次年度より効果的な取り組みを図るための施策等について検討します。

なお、事務局は、地球温暖化防止を取巻く社会情勢や本計画の運用管理の状況、評価・点検結果等を考慮し、必要に応じて取り組み内容の改善など実行計画の見直しを行います。

3. 職員に対する研修

実行計画に掲げられた取り組みを実践するのは、一人ひとりの職員です。よって実行計画を推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化の現状や実行計画の内容を理解し、年度ごとの取り組み状況を踏まえて実行計画の在り方を見直す必要があります。環境に関する研修を計画的に実施するとともに、課長会・庁内LAN等の活用により地球温暖化対策等に関する情報を積極的に提供・周知し計画を実行します。

4. 計画の進捗状況の公表

実行計画の推進は、地域をはじめ地球全体の環境を守るために、行動の輪を行政から事業者や市民に広げ、周辺地域一体となって行動していくことが望まれます。そのために、事務局は年度毎に実行計画の運用状況について、広報「香美」及びホームページを通じて市民に公表します。